

## 国際商取引とイスラム理解

### — 文明移転と法（シャリア）を中心として —

絹巻 康史

はじめに 何故に、今あらためてイスラム理解が必要か

- 1) イスラム国でのビジネス体験 (Trans Arabia Water Pipeline Project)  
準拠法にサウジアラビア法（シャリア）の指定（1975年）、日本連合の対応  
イスラムの文化的背景理解の必要性
- 2) イスラム金融取引<sup>1</sup>
- 3) インフラ輸出ビジネス

#### 1. イスラム文明の源泉とヨーロッパ移転（12世紀ルネッサンス）

**4c~5c** ギリシャ科学の神髄は、東西ローマが分裂（395年）した後、コンスタンティノープルを中心とするビザンティン帝国（東ローマ帝国）圏に引継がれてゆく。ラテン語圏の西ローマ帝国（476年没）には、実用的な技術（土木、軍事）以外は引継がれなかった。

**5c~7c** ギリシャ科学は、ビザンティン文明圏（ギリシャ語）からシリア語に訳され、シリア文明圏に移転される。

**8c~11c** シリア文明圏に入ったギリシャ学術は、シリア語からアラビア語に訳されたが、その後直接ギリシャ語の学術文献がアラビア語に訳されて、アラビア世界に受け入れられる。東方からのペルシャやインド、中国からも文物が入り、アッバース朝時代に最盛期を迎えたイスラム文明は独自の発展を見せ、世界の頂点に立つ。

**12c~** アラビア語に訳されたギリシャの学術が、そして同時にアラビアの学術が、共にラテン語訳されて三つのルート（スペイン、シチリア、ビザンチン）から西欧文明圏へ移転される。西欧で12世紀ルネッサンスが起こる。

**13c~** やがてイスラム科学と文化の衰退期が訪れる。原因は、①イスラム神学が、合理神学から神秘主義神学（スーフィズム）に変化した。②経済的な理由、つまりイスラムを支えた中継貿易を得意とする商人経済が、新航路（アフリカ周航のインド・ルート）を開拓したヨーロッパ人に後れをとり衰退した。③政治的な理由として、イスラム政権の主体が、純粹科学に疎いオスマン・トルコに移った。④イスラムから多くの文化移転を受けたヨーロッパが漸く独自の歩みを始め、ルネッサンスの時代に入って行った。⑤16世紀頃から、ヨーロッパに新しい近代科学が芽生え始め、ここで選手が交代してヨーロッパがリーダーになって行くのである。

## 2. アラビア数字とローマ数字

アラビア文明圏からヨーロッパ文明圏への文明・学術の移転が遂行されたのであるが、特に、医学・哲学と並んで数学・天文学の移転は画期的なものであり、その典型的な一例とし数学（数字）を御紹介する。天文学はイスラム教徒が礼拝の方向（メッカ）を知ったり、断食月の決定に必要としたのが動機であり、数学は実際上の用途（商業、遺産相続）のためである。

第一人者は、**アル・フワーリズミー**（羅名：アルゴリズムス、ホラズム出身、780～846年頃）である。彼の名前から「アルゴリズム **algorism**」（アラビア数字による十進記数法）が生まれ、数学、特に彼の代数学の書『アル・ジャブル』（原義は力）は、英・独・仏語等の学術語としての代数（**algebra** アルジュブラ）の語源となった。但し、0を含む10個の数字（0～9）による記数法はインド起源である。インドから0が持ち込まれるまでアラブでは、「・」（空の意）で代用していた。（十進記数法：一つの数字を左の空間に少し動かし、その跡に新たに数字一つを埋めるのが **algorism** の位取りである）。

アラビア数字	1	2	3	4	5	6	7	8	9	・
ローマ数字	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	

アラビア数字	10	11	14	15	19	20	40	50	60	90
ローマ数字	X	XI	XIV	XV	XIX	XX	XL	L	LX	XC

アラビア数字	100	200	400	500	900	1000	1999	2000
ローマ数字	C	CC	CD	D	CM	M	MCMXCIX	MM

さてここで、下記の計算をしてみよう。

アラビア式	295	ローマ式	CCXCV
(位取り)	$\begin{array}{r} \times 5 \\ \hline 25 \\ 45 \\ \hline 10 \\ \hline 1475 \end{array}$		$\begin{array}{r} \times V \\ \hline V \times V = XXV \\ XC \times V = CDL \\ \hline CC \times V = M \\ \hline MCDLXXV \end{array}$

## 3. シャリア（イスラム法）について

### 1) 「法」を示す言葉

アラビア語には、日本語の「法」、英語の **Law**、ドイツ語の **Recht**、フランス語の **le droit** に適切に対応する言葉はない。シャリアを通常イスラム法と呼んでいるが、それを我々が、便宜的に「法」の言葉を当てはめていると云うことである<sup>2</sup>。

シャリア (Shariah) は、通常イスラム法と日本語に翻訳されている。アッラー (神の意) が定立した規範を意味する。シャリアの直意 (原意) は、「水場に至る道」である。それが転じて「ムスリム (イスラムを信じる人) の社会的秩序・宗教的行動に関する規律「イバーダート(Ibadat)」及び商取引や身分に関する規律「ムアマーラト(Muamalat)」を含むアッラーの命令 (法及び倫理を含む) の総体」を意味するようになった。シャリア (イスラム法) は、以下の四つの法源から成るとされる。上位規範の順序から列举すれば次のようになる。

**クルアーン (コーラン、al-Quran)** : アッラーから最高の預言者ムハンマド (貿易商人) に下された啓示であり、114章からなる。ムハンマドが口述するのを教友達が書き取ったものである。言語はアラビア語であり、他の言語に翻訳されたものは、厳密に言えばクルアーンではなく、「説明」である

**スンナ (Sunnah、ハディース)** : ムハンマドの模範的な言行録であり、ムスリム達が見習うべき模範である。クルアーンの解説や触れていない事柄の説明も含み、彼の教友達が書き取った伝承 (ハディース、hadith) とも呼ばれる。

**イジュマー (ijma)** : ある法的な問題について、権威のあるムスリム法学者達 (ムジュタヒド) の見解が一致した意見のことを言う。イスラム社会ではイスラム法学が法を作り出したとされ、共同体 (ウンマ) の中での議論を通しての合意が「イジュマー」であり、これへの違反 (違法) には法による制裁を伴う。

**クワイアス (qiyas、キヤース)** : 「類推」のことであり、新しい事柄に出会った際に採用される法的行為である

## 2) シャリア適格(Shariah Compliant)

ところで近年注目されるようになったイスラム金融を利用するに当たっては、イスラム法であるシャリア (具体的には、イジュマーであり、クワイアスである) の定めるルールに従わなければならない。つまりシャリアが規定する適格性を備えなければならない。イスラム金融取引の枠組み自体は、一般金融取引とほぼ同じである。しかし、最大の相違点は、取引にイスラムの教義、つまり同教義に適ったシャリア適格 (Shariah Compliant) が要件として求められ、そこではイスラムに対する適格な理解が必要となる。

- ①金利(Riba)<sup>3</sup>の要素がないこと (簡単に言えば、不労所得としての金利取得の禁止)。
- ②不確実性 (Gharar) の要素 (例、投機、ギャンブル) を含まないこと。つまり資金移動が実体経済活動 (例、商品売買) = 実需に紐付けされていること。
- ③シャリアが禁止する行為 (Haram)、例えばアルコール類や豚肉の生産・販売等含まないことである。当該「実体経済活動」(貿易取引やファイナンス付きのプロジェクトなど) に関し、シャリアに違反(Haram)しない形に取引が構成されていること。特に、不労所得と認定される金利については、厳しい規制があり、禁止されている。ただし、直接投資のようにヒト、モノ、技術と共にカネが一括して移転する形態、つ

まり実体経済取引に伴って資金が移動する場合は、シャリア適格が担保されるとする。

### 3) 地方慣習法と法学説

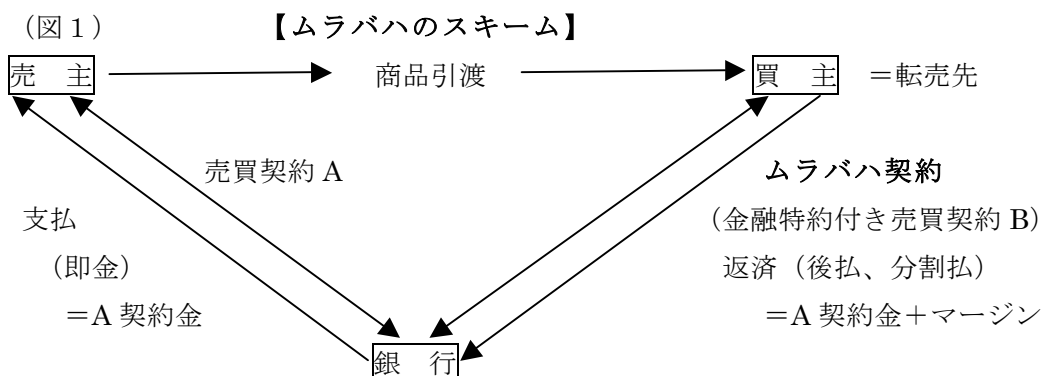
イスラムは、宗派の上では大きく二派に分かれる。スンニー派は、アラブを中心にした最大の派であり、スンナの教えに忠実なグループであり、その名もスンナに由来する（ムハンマドの伝承に忠実）。いま一つは、イラン・イラクで多数を占めるのがシーア派である（シーアとは、アラビア語で「分派」の意）。それぞれに多くの学派が創設されたが、スンニー派に関するかぎり 14 世紀以降 4 つの学派に限定されて現在にいたっている<sup>4</sup>。地域的な学派の分布状況は、①トルコ、中央アジア、②エジプトを中心とする北アフリカ、③東南アジア、④サウジアラビア、湾岸諸国に分かれ、それぞれに地方（部族）慣習法も有効性を保っている。

### 4) イスラム各国の法制のいろいろ

- ①エジプト民法典（al-Qanun al-Madani al-Misri）は、フランス法を参考にして  
いる。
- ②イスラム世界での最初の憲法制定は、トルコ帝国憲法（1876 年）であり、ベルギー憲法を手本にした。1923 年に共和制になり、政教分離した（1928 年）。
- ③イラン民事訴訟法の総則に、「国際慣習を尊重せよ」との条文がある。
- ④イラクではインコタームス 1967 年版を国内法化した。

## 4. イスラム金融取引の一例

ムラバハ(Murabaha)は、イスラム金融の資金運用の中で現在最も多く（70%程度）利用されている手段であり、売買契約において、売主と買主の間に買主の取引銀行が売買契約の Principal（当事者＝本人）として介在し、買主の資金繰りを手助けするスキームである。買主と銀行の間に取交される契約をムラバハ契約と言い、売主は商品の引渡後に銀行（売主にとっての買主）より即金にて入金するが、買主である銀行への転売先からの支払は、後払いあるいは分割決済となる。



取引銀行は売主より買取った商品の対価を即金で支払い（図1の売買契約A）、後日ムラバハ契約（金融特約付き売買契約B）に基づき一定の猶予期間後に買主より支払を受ける。売買契約Bの金額は、Aの契約金に一定のマージンが上乗せされている。このマージンが、

売買差益と支払猶予期間中の金利相当分の合計になる仕組みである。機械設備や原材料の引に多く利用されている。上記のスキームは、既に日本の総合商社にて実施済みのものである<sup>5</sup>。つまり、ムラバハ契約における銀行の役割を日本の総合商社に置き換えれば、総合商社の海外子会社が担った金融仲介取引（代行取引とも呼ばれている）とムラバハ契約とが相似形を構成する。

## 5. アラビア語から出た英単語の例<sup>6</sup>

al-kahul ⇒ **alcohol** (アルコール)、al-jabr (力学) ⇒ **algebra** (代数)、al-Khwarizumi (アル・フワーリズミー、数学者名) ⇒ **algorithm** (アラビア式十進記数法)、al-qali ⇒ **alkali** (アルカリ)、al-munakh (話) ⇒ **almanac** (暦)、awwar (損失) ⇒ **average** (海損)、qandi (砂糖汁) ⇒ **candy** (キャンディ)、qirat (単位) ⇒ **carat** (カラット)、shakk (証書、チェックと同義) ⇒ **cheque** (小切手)、qahwa ⇒ **coffee** (コーヒー)、qutun ⇒ **cotton** (木綿)、makhazin ⇒ **magazine** (雑誌、武器庫)、mawsin (季節) ⇒ **monsoon** (モンスーン、季節風)、ra's (頭) ⇒ **race** (人種)、ruzz ⇒ **rice** (米)、rizq ⇒ **risk** (リスク、危険)、safara (旅) ⇒ **safari** (狩猟の旅)、sharqi (東方の) ⇒ **Saracen** (サラセン人、ローマ時代のアラビア人)、sharq (東) ⇒ **sirocco** (シロッコ、地中海の貿易風)、sukkar ⇒ **sugar** (砂糖)、tarha (捨てられる包) ⇒ **tare** (風袋)、tarif (通告、公示) ⇒ **tariff** (関税)、sifr (空いた、空の、「・」) ⇒ zefro (ラテン語、ゼロ) ⇒ **zero** (ゼロ、「0」) (直接アラビア語から英語への移入よりも、ラテン語やラテン系のスペイン語・フランス語を介して英語に移入した単語が多いとされる)

1 絹巻康史「イスラム金融取引の貿易商務への活用」『国際商取引学会年報』2009年第11号 248～258頁。

2 両角吉晃『イスラーム法における信用と「利息」禁止』(鳥羽書店、2011) 3頁

3 井筒俊彦訳『コーラン』上(岩波文庫)、68頁。コーラン 2章 275節に「・・・アッラーは商売はお許しになった、だが利息取りは禁じ給うた・・・」、278節に「これ、信徒の者、アッラーを畏れかしこめよ。まだとどこおっている利息は帳消しにせよ、汝らが本当の信者であるならば。」と記述されている。

4 両角前掲書 18頁

5 絹巻康史『現代の貿易と国際経営』中央経済社 1995、29頁

6 W. Montgomery Watt, *The Influence of Islam on Medieval Europe*, Edinburgh Univ., 1972 (三木亘訳『地中海世界のイスラムーヨーロッパとの出会い』筑摩書房、1984)